

平成 28 年 6 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 28 年 6 月 29 日(水曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	3 番 松本 増男
4 番 川田 忠宏	5 番 西村 茂	6 番 岩宗 勇次
	8 番 高松 敏子	9 番 上杉 卓朗
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
13 番 岡村 博	14 番 白石 裕二	
	17 番 吉永 まり子	18 番 竹内 学

4. 欠席委員 2
名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	小松 司沙

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 30～33）
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件
議案第 3 号 非農地証明願 4 件
議案第 4 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 6 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 2 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は西村茂委員と高松敏子委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 30～33）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 4 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 30 番ですが、大字馬ノ上字和田 2170 番で地目は田、面積は 3,185 ㎡の内 1,252 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 7 月 1 日から H29 年 6 月 30 日までの 1 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 31 番ですが、大字西分字久保田甲 5796 で地目は田、面積は 3,666 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 7 月 1 日から H38 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 3,666 ㎡の内 1,000 ㎡ 1 反当り 6 俵で残り 2,666 ㎡は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 32 番ですが、大字西分字久保田甲 5796 で地目は田、面積は 3,502 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 5 月 1 日から H33 年 4 月 30 日までの 5 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 3,502 ㎡の内 1,000 ㎡ 1 反当り 6 俵で残り 2,502 ㎡は 1 反当り 2 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 33 番ですが、大字西分字平右衛門沢甲 5945、甲 5946、甲 5947、甲 5948、甲 5949 番で地目は田、面積は 5,554 ㎡と大字西分字松崎沢甲 6066、甲 6067、甲 6068 番で地目は田、面積は 3,559 ㎡と大字西分字南川尻甲 6101、甲 6102、甲 6103、甲 6104、甲 6105 番で地目は田、面積は 7,597 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 7 月 1 日から H48 年 7 月 1 日までの 20 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽

培です。賃借料は無償です。場所については別紙図面のとおりです。

説明しました4件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定4件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号2 土地の所在は西分字平内畑甲6155、地目は田で面積は1,720㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。一昨日に会長、清藤委員、白石委員、松本委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号2は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見等はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 3 号議案 非農地証明願について説明いたします。受付番号 1 申請人は〇〇さんです。申請地は和食字東廣見乙 1535 番、地目は台帳・田、現況・雑種地で面積は 338 ㎡です。平成 14 年 9 月 21 日に土地改良法による換地処分された土地が耕作には不向きな土地であったため耕作放棄地となり、現在は雑種地となっているとのことです。

受付番号 2 申請人は〇〇さんです。申請地は馬ノ上字風呂谷 2669、2670-1 番、地目は台帳・田、現況・山林で面積は 763 ㎡です。昭和 60 年月日不詳より、当申請地へは作業車も入らず不便であったため耕作放棄地となり、現在は山林となっているとのことです。

受付番号 3 申請人は〇〇さんです。申請地は字杜 3138、3142-1 番、地目は台帳・田と畑、現況・山林で面積は 1,057 ㎡です。昭和 63 年月日不詳より、耕作者が亡くなり耕作放棄地となり、所有者も高齢で耕作はできない為、現在は山林となっているとのことです。

受付番号 4 申請人は〇〇さんです。申請地は字杜 3141-1、3141-2 番、地目は台帳・畑、現況・山林で面積は 81.91 ㎡です。平成 5 年月日不詳より、当申請地は耕作に不便であったため耕作放棄地となり、現在は山林となっているとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

今村委員 受付番号 1 については、一昨日に、会長、高松委員、門脇委員、事務局で現場を確認致しました。申請地は換地処分された土地で面積も少なく、圃場整備後の残地のような土地であり、圃場整備直後から耕作していなく道路敷きになっています。

山中委員 受付番号 2、3、4 については、一昨日に、会長、川田委員、事務局で現場を確認致しました。申請地は馬ノ上の瓜生谷地区で、三カ所ともに耕作には不便な場所にあり、長年に亘り、耕作していないので雑草が生え山林状態になっています。

議長 関係地区委員さんの報告が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 3 号議案 非農地証明願 4 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 3 号議案 非農地証明願については、4 件全て許可いたします。

議 長 続きますして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 6 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

西村 茂

議事録署名委員

高松 敏子
